

答 申 第 6 号  
平成30年12月5日

南三陸町長 佐 藤 仁 様

南三陸町  
情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐 藤 徳 憲

東日本大震災南三陸町犠牲者名簿の調製について（答申）  
平成30年10月4日付け南三保福第1903号で諮問のありましたこのことについて、当審査会の意見は下記のとおりです。

## 記

### 1 審査会の結論

東日本大震災南三陸町犠牲者名簿（以下「犠牲者名簿」という。）の調製において、東日本大震災における犠牲者及び行方不明者の個人情報（以下「個人情報」という。）を利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）することは、「3 審査会における検討・判断」に記載のとおり、公益上特に必要があること及びやむを得ない理由があるものと認める。ただし、関係する事務の執行に当たっては、4の事項に留意されたく申し添える。

### 2 諮問の概要

町は、町が保有する個人情報を利用し、犠牲者名簿を調製する。

この犠牲者名簿の調製に当たり、町が保有する個人情報を利用し、犠牲者名簿登載候補者及びその親族を特定すること並びに犠牲者名簿を管理（一般の閲覧を含む。）することは、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号。以下「条例」という。）第9条第1項において制限する「利用目的以外の目的のために、保有する個人情報を当該実施機関の内部において利用すること及び当該実施機関以外のものに提供すること」に該当する。

このことから、実施機関である町長は、条例第9条第1項第8号に照らし、犠牲者名簿の調製における個人情報の目的外利用に「本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、当該個人情報を利用することに公益上特に必要があり、かつ、やむを得ない理由があるか」どうかに関し、当審査会に意見を求めたものである。

### 3 審査会における検討・判断

#### (1) 公益上特に必要があること

町は、南三陸町地域防災計画において基本方針として掲げる「減災」の考え方に基づき、被災をしたとしても人命を失わないために様々な対策を講じることとし、「自らの身の安全は自ら守る」といった考えを基本として、津波及び災害に対する平素の心得など、災害から身を守るための取組に住民自身も努めることとしている。

犠牲者名簿の調製は、犠牲者及び行方不明者を追悼するといったことに限らず、東日本大震災の記憶及び記録を後世に伝承し、減災に対する意識付けも期待される。

こうした効果等を総合的に勘案すれば、公益上特に必要があるものと言えるものである。

#### (2) やむを得ない理由

町は、犠牲者名簿を調製するに当たり、町が保有する個人情報を利用し、犠牲者名簿登載候補者を特定する。当該犠牲者名簿登載候補者は、東日本大震災による犠牲者及び行方不明者であるため、その特定方法は限定されるものであり、やむを得ない理由があると言えるものである。

### 4 留意されたい事項

犠牲者名簿の調製に係る事務の遂行に当たっては、特に条例第12条第1号に規定する事項について必要な措置を講じられたい。

### 5 参考（審査会における処理の経過）

年 月 日	処 理 概 要
平成30年10月 4日	諮問書の受理
平成30年10月16日	諮問書の内容（添付資料を含む。）の各委員に対する事前提示
平成30年10月22日	平成30年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の招集開催 ・ 諮問実施機関（担当：町保健福祉課）による説明 ・ 審議（質疑応答を含む。）
平成30年12月 5日	諮問実施機関に対する答申